

平成 24 年度

定 時 総 会

日 時 平成24年5月22日 午後3時から

場 所 六ヶ所村文化交流プラザスワニー

六ヶ所村産業協議会

総 会 次 第

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 来 賓 祝 辞

4. 新 会 員 紹 介

5. 議 事

議案第1号 平成23年度事業報告について

議案第2号 平成23年度収支決算報告について

議案第3号 平成24年度事業計画（案）について

議案第4号 平成24年度収支予算（案）について

議案第5号 規約の一部改正について

議案第6号 役員を選任について

6. そ の 他

7. 閉 会

議案第1号

平成23年度事業報告について

☆ 総会

会議区分	期 間	事 業 内 容	場 所
定時総会	平成23年5月24日	・平成22年度事業報告及び収支決算報告について ・平成23年度事業計画(案)及び収支予算(案)について	ろっかぽっか

☆ 技術支援講座関係

対象区分	期 間	事 業 内 容	場 所
全会員対象	平成23年4月20日 ～ 平成23年4月22日	・技術支援基礎講座 受講者数 26名	スワニー
全会員対象	平成23年6月11日 ～ 平成24年1月15日	・ものづくり基盤技術基礎講座 受講者数 12名	中央公民館
全会員対象	平成23年6月25日 ～ 平成23年6月26日	・有機溶剤作業主任者技能講習 受講者数 40名	青森原燃テクノロジーセンター
全会員対象	平成23年9月3日 ～ 平成23年9月4日	・弁保修訓練 受講者数 6名	日本原燃(株)
全会員対象	平成23年10月21日 ～ 平成23年10月23日	・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習 受講者数 36名	青森原燃テクノロジーセンター
全会員対象	平成24年1月28日 ～ 平成24年1月29日	・横型ポンプ保修訓練 受講者数 7名	日本原燃(株)
全会員対象	平成24年2月14日	・マネジメントコース ※マネジメントセミナーと共催 参加者数 100名 会員外 19	スワニー
全会員対象	平成24年3月24日	・マネジメント実務者講習 参加者数 41名	中央公民館

☆ 外部団体活動

活 動 内 容	期 日	場 所
原子力産業と地域産業振興を考える会	・第1回研究会 平成23年5月25日	青 森 市
	・第2回研究会 平成23年7月6日	
	・第3回研究会 平成23年10月26日	
	・特別講演会 平成23年7月21日	
	・定時総会 平成23年9月28日	
六ヶ所高等学校総合学習「郷土を知る～村内企業研究」	・実 施 日 平成23年6月21日	六ヶ所高等学校
	・実施内容 郷土の企業に対する理解を深めさせる。 ・参加企業 14社	

☆ 事業及び研修・懇談会

対象区分	期 間	事 業 内 容	場 所
全会員対象	平成23年8月27日	・太平洋沿岸クリーンアップ作戦清掃の参加について 参加者数 182名	尾駈～出戸川河口
全会員対象	平成23年9月27日	・原子力産業の将来展開を考えるシンポジウム 参加者数 208名 ○基調講演 「福島第一原子力発電所の事故と分析と教訓」 講師：奈良林 直 氏 (北海道大学大学院 工学研究科エネルギー 環境システム専攻 教授) 「我が国の原子力産業の将来展開」 講師：林 勉 氏 (エネルギー問題に発言する会代表幹事) ○パネルディスカッション テーマ：「原子力政策における事故の影響と 原子燃料サイクルの確立」 ・パネラー 北海道大学大学院 教授 奈良林 直 エネルギー問題に発言する会代表幹事 林 勉 日本原燃㈱ 常務取締役経営企画室長 田中 治邦 六ヶ所村産業協議会第2委員会委員長 種市 治雄 ・コーディネーター 原子力産業と地域・産業振興を考える会会長 末永 洋一	スワニー
全会員対象	平成23年12月2日	・施設見学 参加者数 35名	六ヶ所村 次世代 エネルギーパーク
		・懇親会 参加者数 26名	ろっかぽっか
全会員対象	平成24年2月14日	・マネジメントセミナー 参加者 119名 基調講演 「福島原子力事故を教訓に原子力開発の将来を展望」 講師：藤家 洋一 氏 (NPO ニュークリアサロン代表理事) 日本原燃株式会社 報告 「ヒューマンエラー防止に向けた取組みについて」 講師：山田 立哉 氏 (日本原燃㈱再処理計画部部長)	スワニー

☆ 親睦関係

対象区分	期 間	事 業 内 容	場 所
全村民対象	平成23年10月22日	・村民親睦ゴルフコンペ 参加者数 29名	六ヶ所村 (下北300クラブ)

☆ 役員会

会議区分	期 間	事 業 内 容	場 所
第1回役員会	平成23年4月22日	・ 定時総会について ・ 平成23年度事業について ・ ものづくり基盤技術基礎講座について ・ 六ヶ所高校「村内企業研究会」について	文化交流プラザ
第2回役員会 (監査会)	平成23年5月17日	・ 新会員の承認について ・ 定時総会について	防災対策会議室
第3回役員会	平成23年6月17日	・ 六ヶ所高校総合学習実施に伴う協力方について ・ ものづくり基盤技術基礎講座について	防災対策会議室
第4回役員会	平成23年7月28日	・ シンポジウム開催(案)について ・ クリーンアップ作戦について	中央公民館会議室
第5回役員会	平成23年8月23日	・ シンポジウム開催(案)について ・ 弁修訓練について ・ クリーンアップ作戦への協力について	役場大会議室
第6回役員会	平成23年9月16日	・ シンポジウムの開催について ・ 村民親睦ゴルフコンペについて ・ 施設見学会について	役場大会議室
第7回役員会	平成23年10月13日	・ 施設見学会について	三 沢 市
第8回役員会	平成23年12月2日	・ マネジメントセミナー等について ・ ものづくり基盤技術基礎講座の修了式について	文化交流プラザ
第9回役員会	平成24年1月16日	・ マネジメントセミナー等について	防災対策会議室
第10回役員会	平成24年2月15日	・ 新会員の承認について ・ 平成24年度協議会事業について	役場大会議室
第11回役員会	平成24年3月6日	・ 平成24年度協議会事業について	中央公民館会議室
第12回役員会	平成24年3月29日	・ 平成24年度総会提出案件について	役場大会議室

☆ 第1委員会

会議区分	期 間	事 業 内 容	場 所
第1回	平成23年5月17日	・ 有機溶剤作業主任者技能講習について	防災対策会議室
第2回	平成23年9月16日	・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習について	防災対策会議室
第3回	平成24年3月1日	・ マネジメント実務者講習について	防災対策会議室

☆ 第2委員会

会議区分	期 間	事 業 内 容	場 所
第1回	平成23年5月17日	・ 六ヶ所高校総合学習実施について	防災対策会議室
第2回	平成23年7月14日	・ シンポジウムの開催について	防災対策会議室
第3回	平成23年7月28日	・ 村民親睦ゴルフコンペについて ・ クリーンアップ作戦について	防災対策会議室
第4回	平成23年9月16日	・ 施設見学について	中央公民館会議室
第5回	平成24年1月16日	・ 講演会・マネジメントコースについて	防災対策会議室

議案第2号

平成23年度収支決算報告について

平成23年度収支決算書

単位：円

区 分	当初予算額	決 算 額	比較増減額	摘 要
収 入	6,517,000	7,118,294	601,294	
支 出	6,517,000	6,996,729	479,729	
差 引	0	121,565		

収 入 の 部 支 出 の 部 繰 越 金
7,118,294円 - 6,996,729円 = 121,565円

規約第12条第1項第2号の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年5月22日
六ヶ所村産業協議会
会長 橋本良春

平成 23 年 度 収 支 決 算 書

自 平成23年4月 1日

至 平成24年3月31日

収入の部

単位：円

科 目	当初予算額	決 算 額	比較増減	摘 要
会 費	3,450,000	3,450,000	0	普通会員65 特別会員 4
補 助 金	2,500,000	2,500,000	0	村補助金
負 担 金	550,000	1,151,000	601,000	受講負担金 各種懇談会負担金
前年度繰越金	16,741	16,741	0	
そ の 他	259	553	294	預金利子
合 計	6,517,000	7,118,294	601,294	

支出の部

単位：円

科 目	当初予算額	決 算 額	比較増減	摘 要
調 査 活 動 費	50,000	52,340	2,340	旅費等
情 報 収 集 費	100,000	118,420	18,420	各団体との交流会の会費及 び旅費等
事 業 費	5,195,000	5,759,060	564,060	講習会、講座講演会、施設 見学等
会 議 費	1,000,000	792,844	△ 207,156	総会時賄費及び各会議費等
報 償 費	65,000	55,000	△ 10,000	講師謝礼（商品券）
事 務 費	97,000	214,065	117,065	ファイル購入、資料印刷等
予 備 費	10,000	5,000	△ 5,000	お祝い
合 計	6,517,000	6,996,729	479,729	

繰越金 121,565円

監 査 報 告

規約第10条第1項第4号に基づき、平成24年4月20日に、
平成23年度六ヶ所村産業協議会の諸帳簿を監査した結果、適正に
処理されていることを認めます。

平成24年5月22日

監事 小 野 眞一郎



監事 小 林 昭 男



議案第3号

平成24年度事業計画(案)について

1. 方針

- ・産業基盤の向上を図る
- ・親睦に関する事業の推進

2. 事業内容

- ・産業技術支援講座の開設、運営維持に関する事業
(地元勤労者への基本的技術取得の為の教育支援を行うもの)
- ・研修事業(会員の職員を対象とした講座等の開催)
- ・親睦及びその他必要と認められる事業

各委員会の事業計画(案)について

委員会の役割分担の明確化及び活動を強化するため、各委員会を以下の構成とする。

☆第1委員会☆ 地元勤労者の技術力向上を目的とした事業

- ①技術支援基礎講座の開催
 - ・地元企業新入社員等を対象とした原子力関連導入教育
- ②実務講習
 - ・管理者、実務者を対象としたコンプライアンス・コミュニケーション・疑似体感訓練
- ③資格取得支援講座・講習会の開催
 - ・有機溶剤作業主任者講習、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習など
- ④保修実技訓練
 - ・横型ポンプ保修訓練、弁保修訓練など
- ⑤青森職業能力開発短期大学校との共催事業
 - ・ものづくり基盤技術基礎講座Ⅰ、Ⅱ

☆第2委員会☆ 関連組織との連携及び研修事業

- ①関連組織との連携事業(考える会等)
- ②太平洋クリーンアップ作戦への協賛
- ③会員企業の情報調査及び地元企業の関連企業に対するPR(企業プロフィール作成)
- ④各種講演会の開催(従来第1委員会で実施したマネジメント研修を統合)
- ⑤施設見学会
- ⑥保修員教育用ビデオの貸出について

☆第3委員会☆ (新規) 広報・会員相互の親睦に関する活動

議案第4号

平成24年度収支予算(案)について

平成24年度収支予算書(案)

単位:円

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	摘 要
収 入	7,772,100	6,517,000	1,255,100	
支 出	7,772,100	6,517,000	1,255,100	

※支出予算は、科目間において過不足が生じた場合は、流用をすることができる。

規約第12条第1項第2号の規定によりこれを提案し、承認を求める。

平成24年5月22日
六ヶ所村産業協議会
会長 橋本良春

平成 24 年 度 収 支 予 算 (案)

自 平成 24 年 4 月 1 日

至 平成 25 年 3 月 31 日

収入の部

単位：円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	摘 要
会 費	3,450,000	3,450,000	0	普通会員 65(新会員1) 特別会員 4
補 助 金	2,900,000	2,500,000	400,000	六ヶ所村から
前年度繰越金	121,565	16,741	104,824	
負 担 金	1,300,000	550,000	750,000	会議時負担金
そ の 他	535	259	276	預金利子等
合 計	7,772,100	6,517,000	1,255,100	

支出の部

単位：円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	摘 要
調 査 活 動 費	57,100	50,000	7,100	
情 報 収 集 費	120,000	100,000	20,000	
事 業 費	6,450,000	5,195,000	1,255,000	
会 議 費	800,000	1,000,000	△ 200,000	
報 償 費	75,000	65,000	10,000	
事 務 費	260,000	97,000	163,000	
予 備 費	10,000	10,000	0	
合 計	7,772,100	6,517,000	1,255,100	

議案第5号

規約の一部改正について

六ヶ所村産業協議会規約の一部を次のとおり改正する。

規約第8条を第1項3号中「10名以内」とあるのは「12名以内」に改める。

規約第20条を第21条とし、第16条から第20条までを1条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の1条を加える。

(相談役)

第16条 本会に相談役を置くことができる。

2 相談役は総会又は役員会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 相談役は重要な会務について諮問に応じ、また意見を述べることができる。

4 相談役の任期は、2ヶ年とし再任は妨げない。

規約第12条第1項第1号の規定によりこれを提案し、議決を求める。

平成24年5月22日
六ヶ所村産業協議会
会長 橋本良春

新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(役員及び選任) 第8条 本会に次の役員を置く。 (1) 会 長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 理 事 10名以内 (4) 監 事 2名 2 本会の役員は、総会において選出する。 3 会長、副会長の選出は、理事の互選とする。 4 本会の役員は、役職名をもって代えることができる。</p>	<p>(役員及び選任) 第8条 本会に次の役員を置く。 (1) 会 長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 理 事 12名以内 (4) 監 事 2名 2 本会の役員は、総会において選出する。 3 会長、副会長の選出は、理事の互選とする。 4 本会の役員は、役職名をもって代えることができる。</p>
	<p>(相談役) 第16条 本会に相談役を置くことができる。 2 相談役は総会又は役員会の同意を得て、会長が委嘱する。 3 相談役は重要な会務について諮問に応じ、また意見を述べることができる。 4 相談役の任期は、2ヶ年とし再任は妨げない。</p>
<p>(事務局) 第16条 本会に事務局を置く。 2 事務局は村商工観光課内に置く。</p>	<p>(事務局) 第17条 本会に事務局を置く。 2 事務局は村商工観光課内に置く。</p>
<p>(会 計) 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。 2 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。</p>	<p>(会 計) 第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。 2 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。</p>
<p>(会 費) 第18条 会費は毎年、本会の指定する期日までに、会費を納入しなければならない。 2 会費の額は、50,000円とする。</p>	<p>(会 費) 第19条 会費は毎年、本会の指定する期日までに、会費を納入しなければならない。 2 会費の額は、50,000円とする。</p>
<p>(寄付金及び補助金) 第19条 寄付金及び補助金の収受は、役員会の承認を得なければならない。</p>	<p>(寄付金及び補助金) 第20条 寄付金及び補助金の収受は、役員会の承認を得なければならない。</p>
<p>(雑 則) 第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。</p>	<p>(雑 則) 第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。</p>

役員を選任について

自 平成24年5月22日

至 平成26年5月21日

	旧		新	
	理 事		理 事	
1	橋本 良春	六ヶ所エンジニアリング(株) 相談役		
2	大枝 郁	日本原燃(株) 前処理施設部長		
3	吉本 篤史	(株)東芝 六ヶ所再処理建設所長		
4	大内 博史	三菱重工(株)神戸造船所 六ヶ所作業所長		
5	芝野 芳樹	日立GEニュークリア・エナジー(株) 六ヶ所建設所長		
6	松井 典夫	(株)ジェイテック 統括業務部長		
7	沼尾 修	原燃エンジニアリング(株) 代表取締役		
8	稲田 吉久	(株)岡山建設 事業部長		
9	種市 治雄	トヨー工業(株) 代表取締役		
10	砂川 誠	青森宝栄工業(株) 取締役工場長		
11				
12				

	旧		新	
	監 事		監 事	
1	小林 昭男	(株)小林商工 代表取締役		
2	小野 眞一郎	青森日揮プランテック(株) 取締役		

六ヶ所村産業協議会規約

(名称)

第1条 この会は、六ヶ所村産業協議会（以下「本会」という。）とする。

(目的)

第2条 六ヶ所村産業協議会は、勤労者の技術力向上を図り、村の産業基盤を高め、地域産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 産業技術支援講座の開設、運営維持に関すること。
- (2) 研修に関する事業。
- (3) 親睦に関する事業。
- (4) その他必要と認められる事業。

(会員)

第4条 本会の設立趣意書に賛同する者をもって組織する。

- (1) 村内の企業。
 - (2) 村内に事業所を置く村外の企業。
- 2 上記以外は、総会又は役員会の同意を得て特別会員を置くことができる。

(入会)

第5条 本会の会員として参加しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(退会)

第6条 会員が退会しようとするときは、事前にその旨を書面により会長に届でなければならない。

(資格の喪失)

第7条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときにその資格を喪失する。

- (1) 企業が解散又は破産したとき。
- (2) 本会に甚だしく損害を与え、又は本会の信用を著しく失墜せしめる行為があったため役員会において除名処分の決定があったとき。

(役員及び選任)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 10名以内
- (4) 監 事 2名

- 2 本会の役員は、総会において選出する。
- 3 会長、副会長の選出は、理事の互選とする。
- 4 本会の役員は、役職名をもって代えることができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2ヶ年とし再任は妨げない。

- 2 補欠のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了した場合でも、その後任が選任されるまで役員として職務を行う。

(役員職務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在又は事故がある場合、会長の職務を代行する。
- (3) 役員は役員会を組織して、重要会務を審議する。
- (4) 監事は会の業務会計について毎年定期的に一回監査を行うほか必要に応じ臨時におこない、会員に公表しなければならない。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し議長となる。

- 2 定時総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集し、臨時総会は会長が必要と認めるとき、役員会の承認をもって招集する。
- 3 総会は、会員の半数以上をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第12条 総会においては次の事項について議決をしなければならない。

- (1) 規則の制定、改廃。
- (2) 予算を定め、決算を承認すること。
- (3) 本会の重要な財産の取得及び処分に関する事。
- (4) その他重要な事項。

(役員会)

第13条 役員会においては次の事項を審議する。

- (1) 規則の制定、改廃。
- (2) 予算を定め、決算を承認すること。
- (3) 本会の重要な財産の取得及び処分に関する事。
- (4) その他重要な事項。

(委員会)

第14条 本会は、役員会の決議を経て、事業を円滑に進めるため委員会を置くことができる。

(顧問)

第15条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は総会又は役員会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は重要な会務について諮問に応じ、また意見を述べることができる。
- 4 顧問の委嘱については、役職とする。

(事務局)

第16条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は村商工観光課内に置く。

(会計)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

- 2 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第18条 会費は毎年、本会の指定する期日までに、会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額は、50,000円とする。

(寄付金及び補助金)

第19条 寄付金及び補助金の收受は、役員会の承認を得なければならない。

(雑則)

第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

(附則)

1. この規約は、平成16年4月21日より施行する。
2. 本規約は、平成17年5月19日より施行する。
3. 本規約は、平成23年5月24日より施行する。